

平成29年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第25号）						
招集年月日	平成30年3月6日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成30年3月12日 午前10時00分			議長	山口和幸
	散会	平成30年3月12日 午後3時14分			議長	山口和幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	3番 加賀山 瑞津子      4番 橋本 誠					
出席した議会書記	事務局長 片山 守      事務局書記 林 敬一					
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	生活福祉課長補佐	蓑田輝幸	○
	副町長	小松英一	○	高齢福祉課長	上村哲夫	○
	総務課長	土肥克也	○	高齢福祉課長補佐	田原茂	○
	税務課長	那須正吾	○	高齢福祉課長補佐	上田日和	○
	税務課長補佐	万江幸一朗	○	健康推進課長	岡部和平	○
	町民課長	宮原恵美子	○	健康推進課長補佐	松本良一	○
	町民課長補佐	木下貞女	○			
	生活福祉課長	竹下正男	○			
	生活福祉課長補佐	早田愛一郎	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第25号）

- 日程第 1 議案第73号 平成30年度あさぎり町一般会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第74号 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第75号 平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 議案第76号 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 議案第79号 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 議案第80号 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第73号 平成30年度あさぎり町一般会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第74号 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第75号 平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 議案第76号 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 議案第79号 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 議案第80号 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 

### 午前10時 開 議

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、おはようございます。着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。本日は、税務課分と厚生常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

#### **日程第1 議案第73号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、議案第73号、平成30年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とし、各課からの説明を求めます。税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい、おはようございます。税務課所管分について歳入から御説明申し上げます。12ページをお願いいたします。1番上段の款1町税、項1市町村民税、目1個人、節1現年度分につきましては、前年度調定額に地方財政収支伸び率0.7%と、収納率96%を乗じた税額を計上しております。その下の節2滞納繰越分につきましては、滞納繰越見込み額の15%、160万3,000円を計上しております。その下の目2法人、節1現年度分につきましては、均等割額、現時点での法人数316件を乗じた額と法人税割額、直近1年間の法人税割額の収入額の合計額を計上しております。その下の節2滞納繰越分は、滞納繰越見込み額の8%、13万3,000円を計上しております。その下の目1固定資産税、節1現年度分につきましては、当初調定見込み額の96%を計上しております。その下の節2滞納繰越分は、滞納繰越見込み額の11%を計上しております。その下の目2国有資産等所在市町村交付金は、あさぎり町内に所在する国・県・九州森林管理局の土地家屋に対し、固定資産税相当額が交付されるものでございます。その下の目1軽自動車税、節1現年度分につきましては、前年調定額に経年重課税率適用による収入増を見込んだ額の99%を計上しております。その下の節2滞納繰越分につきましては、滞納繰越見込み額の10%を計上しております。その下の目1市町村たばこ税につきましては、売り上げ本数は減少傾向にありますが、旧3級品たばこの経過措置で、税率が1,000本当たり3,355円から4,000円に引き上げられているために、対前年比は、ほぼ同額を維持しております。その下の目2手持ち品課税につきましては、前年実績の25%を計上しております。17ページをお願いいたします。中ほどの目1総務手数料、節1町税手数料。町税督促手数料につきましては、前年度までの実績に80%を乗じた額を、税務関係証明手数料につきましては、前年度までの実績に93%を乗じた額を計上しております。23ページをお願いいたします。中ほどの款15県支出金、目1総務費県委託金、節2徴税費委託金。個人県民税の徴収事務に対する委託金で、納税通知書一通に対し3,000円が委託金として交付されるものでございます。25ページをお願いいたします。一番下の目1延滞金。滞納額を収納する際の延滞金でございます。以上で、歳入の説明を終わります。続きまして、歳出の御説明を申し上げます。43ページをお願いいたします。中ほどからでございますが、歳出予算につきましては、重立ったもののみの説明とさせていただきます。項2徴税費、目1税務総務費。節3職員手当等の中の一つ下の時間外勤務手当につきましては、滞納整理業務や申告の準備及び申告整理業務、時間外にしかできない課税処理業務などの時間外勤務手当でございます。44ページをお願いいたします。節13委託料の中の固定資産土地評価業務委託料655万6,000円は、3年に1度の評価替えに備え、土地の評価調整を委託するものでございます。その下の地籍調査システム保守委託料は、土地情報システムの保守点検委託料となります。枠の一つ下の固定資産家屋評価業務委託料につきましては、平成30年度から町内の家屋評価を外部委託するもので、約70棟分の新・増・改築分を評価委託するものでございます。その下の節14使用料及び賃借料の中の地籍調査システムリース料につきましては、地籍調査システム機器を賃貸しているものでございます。その下の節19負担金補助及び交付金、説明の中ほどのたばこ税小売組合助成金10万円は、多良木たばこ販売組合あさぎり支部におきまして、たばこ販売促進活動はもとより、喫煙者のマナー向上のための清掃活動や南稜高校正門前での未成年者への禁煙啓発キャンペーンなどを実施されております。その下の目2賦課徴収費、節11需用費の中の印刷製本費97万9,000円は、各税の納税通知書及び封筒などの印刷代でございます。その下の節12役務費の中の預金照会事務手数料30万円は、金融機関への照会手数料及びコピー代でございます。次のページ一番上の軽自動車税納付情報提供業務手数料につきましては、軽自動車協会からの軽自動車の異動情報を電子データで提供してもらうための手数料でございます。その下の節14使用料及び賃借料の中の町税電子申告支援サービス利用料につきましては、法人住民税申告や給与支払い報告書などの保守管理など国税連携システムのサービス利用料でございます。二つ下の節23償還金利子及び割引料につきましては過年度の課税に対する還付金となり

ます。以上で、税務課所管分についての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。町民課所管の当初予算につきまして御説明申し上げます。まず歳入からです。16ページをお願いいたします。上段の目3衛生費負担金の節1保健衛生費負担金。墓地公園管理負担金でございます。墓地公園の年間管理料6,170円の24区画分になります。下段の中ほどになります。目3衛生使用料、節1保健衛生施設使用料の墓地公園永代使用料です。新規契約1件分を計上させていただいております。17ページをお願いいたします。下段の目1総務手数料の節2、3、4、5、戸籍・住民票・印鑑証明・諸証明手数料でございます。過去2カ年の実績に基づき計上させていただいております。節6個人番号関係手数料は、通知カードの再交付、それから個人番号カードの再交付件数を実績に基づきまして計上させていただいております。最下段の目3衛生手数料につきましては、犬登録手数料3,000円の50頭分、それから狂犬病予防注射手数料500円の950頭分を29年度実績を基に計上いたしております。2月末での狂犬病予防注射の接種率が94.2%でございます。続きまして18ページをお願いいたします。説明の一番上でございます。一般廃棄物処理業等清掃許可手数料でございます。一般廃棄物処理業許可手数料2,000円の5件分とそれから一般廃棄物処理の車両検査手数料500円の20件分です。それと浄化槽清掃業許可手数料5,000円の1件分でございます。それぞれ条例で定めております手数料を徴収させていただくものでございます。下の欄になります。目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事業費補助金でございます。総務省からの交付金見込み額により、158万5,000円を計上いたしております。20ページをお願いいたします。説明の一番上になります。中長期在留者住居地届け出等事務委託金でございます。外国籍の方の転入や転居などの事務処理に関する委託金でございます。二つ下になります。節2国民年金事務委託金でございます。国民年金事務にかかります人件費・物件費等に対する交付金でございます。実績を基に計上させていただいております。23ページをお願いいたします。2枠目の中ほどになります。節13住民基本台帳費委託金、人口動態調査事務委託金でございます。出生、死亡、死産、婚姻、離婚の5つの届け出に係ります調査事務費でございます。以上で歳入を終わります。続きまして歳出でございます。41ページをお願いいたします。中ほどになります。目16旅券費、パスポートの取り扱いに関します事務にかかる費用でございます。前年度と同額を計上させていただいております。節13委託料は、窓口でIC旅券交付のための端末を設置いたしております。その保守点検料の委託料でございます。45ページをお願いいたします。2枠目です。総務費の目1戸籍住民基本台帳費でございます。前年度比較1,102万2,000円の減でございますが、主に人件費に係ります減額でございます。節13職員手当等の時間外勤務手当は、戸籍住基の届け出及びマイナンバーカード交付関連事務にかかります時間外対応分でございます。節11需用費の消耗品費につきましては、戸籍住基に関する書籍や追録、各届書用紙等の用紙代及びプリンターカートリッジの交換等が主なものでございます。食糧費につきましては、人権擁護委員6名によります年4回、人権相談所を開設いたしておりますが、そのときの昼食代と情報交換会時の食糧費でございます。節13委託料、こちらは、戸籍システム、住基ネットシステムに関する保守委託、個人番号カード専用プリンタ保守委託に係ります経費で、前年度とほぼ同額を計上いたしておりますが、開けていただきまして、説明の上から3行目、住基ネット機器保守委託料につきましては、30年度に機器の更新となるため、10万2,000円の増額となっております。節14使用料及び賃借料の3行目、戸籍システムリース。これが30年9月から、5行目の住民基本台帳ネットワークシステムリースは、31年2月から機器更新を行いますので、現行のリース料と更新後のリース料を合わせまして計上いたしております。8ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為でございます。1行目の戸籍総合システム賃借1,435万5,000円、2行目の住基台帳ネットワークシステム賃借622万

5,000円につきましては、31年度から35年度までの債務負担行為を設定させていただいておるところです。46ページに戻っていただきまして、節19負担金補助及び交付金の3行目でございます。個人番号カード関連事務負担金は、歳入の国庫補助金で受け入れました額をそのまま委託先の地方公共団体情報システム機構へ支出するものでございます。55ページをお願いいたします。目5国民年金事務費でございます。前年度比較145万5,000円の減額につきましては、29年度で法改正によりますところの届け出書等の電子媒体化対応のためのシステム改修を行いましたので、その分の委託の減が主なものでございます。節の13委託料、電算システム、失礼いたしました。56ページをお願いいたします。節13委託料、電算システム改修委託料につきましては、現在、日本年金機構から紙媒体で受領しております処理結果を電子データで受領するためのシステム改修費です。63ページをお願いいたします。目2予防費、狂犬病予防、それから使用マナーの向上のための経費を計上させていただいております。節13の職員手当と時間外勤務手当は、迷い犬の捜索・保護、保健所に引き渡すまでの休日中の餌やりや檻の清掃等に要する経費でございます。2月末まで保護いたしました犬の頭数は32頭でございます。節13委託料、動物措置処理業務委託料につきましては、町道、農道、公共施設等での動物の死骸処理を委託するものでございます。本年度実績により計上させていただいております。その下です。目3環境保全費です。環境保全に係ります職員の人件費と環境美化監視員、廃棄物減量等推進員の報酬、費用弁償、それから、ごみ収集に関する経費、生ごみ分別堆肥化事業、不燃物分別収集に関する経費、墓地公園の管理経費、資源有価物回収事業交付金などに係る経費を計上いたしております。前年度比較1,393万2,000円の増でございますが、主に人件費の増額によるものでございます。節1報酬、環境美化監視員報酬は、10名の委員さんによりまして、不法投棄等の巡視を2人1組で年間50回行っていたいております。その下の廃棄物減量等推進員報酬につきましては、各行政区から選出いただきました推進員の方へ年報酬3万5,000円を支払うものでございます。リサイクルの日の分別指導やごみ収集場の巡視等を行っていたっております。節13職員手当等、時間外勤務手当でございます。出前講座、公害苦情の対応、きれいな川と海づくりデーに出たごみの分別作業時の時間外勤務手当に充てるものでございます。節9の旅費の費用弁償は、環境美化監視員の会議や巡視、廃棄物減量等推進員の2回の会議開催分でございます。節11需用費の中の消耗品費でございますが、生ごみをバケツや生ごみ回収用の樽、有害ごみ専用回収容器、不法投棄禁止プレートの購入を計画しておるところでございます。食糧費につきましては、環境美化監視員や廃棄物減量等推進員との情報交換会時の食糧費でございます。開けていただきまして、説明の一番上になります。水道料ですが、これは墓地公園の水道料でございます。節12役務費の広告料につきましては、毎年掲載いたしておりますが、人吉球磨のタウン誌への墓地公園利用者募集の広告料でございます。節13委託料です。説明の上からです。ごみ収集業務委託料につきましては、30年度は可燃物収集日が193日、不燃物収集日が24日、ハッピーマンデーに当たります休日臨時収集日が8日間となっており、284カ所のごみ収集のための委託料でございます。その下の墓地公園管理委託料につきましては、墓地公園の除草を年5回と樹木の剪定、釈迦堂の清掃作業を委託するものでございます。不法投棄物処理委託料は、環境美化監視員や職員が回収しました金属類やタイヤなどの処理の委託料でございます。その下の生ごみ収集運搬委託料ですが、家庭からの生ごみ回収につきましては、免田全地区と上の堀ノ角、今井、柳の別府の14行政区を対象に、生ごみ排出に御協力をいただいております。136カ所の回収場所になっております。2月末までの収集量を見まして、28年度より約3トンほどの増加が見込まれるところでございます。また、事業所からの生ごみにつきましては、町内の21事業所に生ごみの分別に御協力をいただいております。こちらも、2月末までの予測から、約13トンの増量が見込まれるところでございます。その下の生ごみ処理委託料につきましても、家庭系生ごみ160トン、事業系生ごみ234.5トンを見込んで計上させていただいております。家庭系有害ごみ収集運搬委託料は、

これまで、毎月収集をしていたものを3カ月に1回の収集へと変更いたしましたので、委託料は前年度の半額となっております。一番下になります不燃物選別及び処分運搬業務委託料につきましては、家庭から出る不燃ごみをクリーンプラザへ持ち込む前に、町内の資源有価物回収業者におきまして、資源有価物を選別し再利用を促進することで、ごみ減量化を図ることを目的として、28年度から行っている事業でございます。これによりまして、不燃ごみの排出量が、29年度2月末までで、対前年比540キロの減量となっているところでございます。節18備品購入費でございます。これは、夜間作業用のヘッドライトの購入費用でございます。節19負担金補助及び交付金の4行目でございます。資源有価物回収事業交付金でございます。対前年比24万8,000円の減となっておりますが、28年度の実績とそれから29年度の見込み排出量により、計上させていただいております。67ページをお願いいたします。下段になります。目1塵芥処理費、人吉球磨広域行政組合負担金のごみ処理量につきましては、赤池ごみ処理施設の公債費とそれから、ごみ処理施設周辺整備事業費の減額が主なものになっております。失礼いたしました。赤池ごみ処理施設、公債費とごみ処理施設周辺整備事業費の減額、それからし尿処理費につきましては、下水道事業の進捗によりましてところの処理量の減によりまして、対前年比1,882万5,000円の減額となっております。以上で町民課所管の当初予算の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（竹下 正男君） おはようございます。それでは、生活福祉課所管の当初予算について御説明申し上げます。まず、9ページをお願いいたします。第3表地方債です。上から5段目の重度心身障害者医療費助成事業のこれは、県補助金の3分の1ありますが、その補助残とその下の出生祝い金事業費分です。それから、次の子ども医療費助成事業の県補助金の補助金につきましては、過疎債のソフトを充てる予定でございます。続きまして15ページをお願いいたします。歳入でございます。款12分担金及び負担金、目2民生費負担金です。節16ページをお願いいたします。上段の節2障害者福祉費負担金、地域活動支援センター事業市町村負担金。これは、障害者の活動の場を提供している事業所、あすなろネットワーク事業所、ほかの町村、錦町と相良村の方も利用されていらっしゃると思いますので、その町村からの負担金を計上したものです。節3、児童福祉負担金、保育所負担金。私立保育園の利用者の保育料負担金ですが、積算根拠といたしましては、前年度額をもとに園児の増減率99.3%と徴収率97.9%乗じて計算しております。その次の保育所負担金過年度分。これにつきましては、私立保育園保育料の過年度分で、調定見込み額、調定額を平均収納率を乗じて計上しております。目3衛生費負担金、説明の養育医療費保護費保護者負担金。これにつきましては、医療を必要とする低出生体重児の医療費に対する保護者負担金として受け入れるものでございます。今年、当初予算では3名分の平均月日数で算出しております。款13使用料及び手数料、目2民生使用料、節2児童福祉施設使用料、保育所使用料過年度分です。平成27年度までの町立保育所の過年度分ですが、29年度末の調定見込み額を過去4年間の平均収納率で乗じて計算して計上しております。17ページをお願いいたします。中ほどの項2手数料、目2民生手数料。保育料の督促手数料と過年度分を計上しております。18ページをお願いいたします。款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金、節2障害者福祉負担金、障害者医療費負担金です。これは、障害者の方に対する心臓疾患、腎臓疾患、人工関節置換術等への医療費の給付及び病院等、長期の入院による医療的ケアや常時介護を必要とする障害者の方の食事、入浴等の介護を提供するもので、国の負担分としまして2分の1を計上しております。その下の障害者自立支援給付費等負担金。これにつきましては、歳出では、障害介護給付費の国庫負担金でありまして、身体的精神障害者及び難病がある方に対する支援として、施設入所、通所による就労訓練や生活介護、居宅介護を提供する経費、または補装具など購入や修繕費に対するもので、負担率は2分の1でございます。節4児童福祉総務費負担金、施設型給付負担金。これにおきましては、認定こども園及び保育園のそれぞれの園の基

準運営費分の国の負担金2分の1でございます。その下の障害児給付費負担金。これは、障害児及び発達障害児の方が利用される通所支援費に対する国の負担で2分の1を計上しております。節5児童手当事業費負担金。これは、児童手当に対する国の負担金であります。目2衛生費国庫負担金、説明の養育医療費負担金。低出生体重児の方で、入院して療育を受ける医療費に対する国庫負担金で、負担率は2分の1で計上しております。19ページをお願いいたします。款14国庫支出金、目2民生費国庫補助金、節1障害者福祉費補助金、地域生活支援事業補助金。これは、障害者の方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する事業でありまして、日中一時支援、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具費、用具地域活動センターあすなり巡回支援専門員整備事業に対する国の補助金であります。補助率は2分の1です。予算の範囲での交付になっておりますので、見込み額としまして7割の計上をしております。節2児童福祉総務費補助金、地域子ども子育て支援事業費補助金、支援事業として、認定こども園での一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）ですが、乳児全戸訪問事業が対象ということになっております。各事業とも補助率が3分の1です。その下の子ども子育て支援整備総合推進事業費補助金。保育園での保育の質質の向上のため、教職員の研修会に対する経費を補助金として計上しております。補助率は2分の1です。次に20ページをお願いいたします。款14国庫支出金、目2民生費国庫委託金、節1障害者福祉費委託金。説明の特別児童扶養手当事務委託金ですが、これは、身体障害一、二級の障害のある20歳未満の方の保護者に支払われる特別児童扶養手当事業の事務委託分で、それを受けておりますので事務委託金として計上しております。受給者数は43名分を見込んでおります。款15県支出金、目2民生費県負担金、節2障害者福祉費負担金、説明の障害者医療費負担金、次に、その説明の下の障害者自立支援給付費等の負担金、それから、節4の児童福祉総務費負担金、説明の施設型給付費負担金、その下の障害児給付費負担金、それから節5児童手当事業費負担金、説明の児童手当負担金。それまでは、国庫負担金の同様の事業でありまして、県の負担金としまして4分の1を計上しております。節6救護施設負担金。これは、しらがね寮の事務費と保護費を負担基準により、それぞれ算定して計上いたしました。事務費負担金と保護費負担金でございます。21ページをお願いいたします。款15県支出金、目3衛生費県負担金、説明の養育医療費負担金ですが、これも国庫負担金同様の事業でありまして、事業の県負担金4分の1を計上しております。次の項2県補助金、目2民生費県補助金、説明の民生委員協議会活動費補助金。これは民生委員児童委員の資質の向上活動強化に要するため協議会への活動補助金でございます。節3障害者福祉費補助金、説明の障害者住宅助成事業費県補助金として、昨年度は相談がございませんでしたので、見込みを1件としまして、助成限度額の90万円の2分の1を計上させていただきます。すぐ下の説明の重度心身障害者医療費助成事業費補助金として、実績見込みでの事業費の2分の1の補助率で計上しております。次の地域生活支援事業補助金。これにつきましては、国保補助でも説明しましたが、障害者の方への日常生活を営むことができるよう支援事業、日中一時支援、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、地域活動センターあすなり巡回支援専門整備事業を行っている事業に対する補助金で4分の1の補助です。予算の範囲内ということでございますので、国庫と同様70%を乗じたところで計上しております。次の難聴児補聴器購入費助成事業費補助金。障害の軽度・中度の聴覚障害がある難聴児に対して、県が2分の1を助成するものでございます。節4児童福祉費補助金、多子子育て支援事業費補助金。県の多子世帯子育て支援事業により、世帯の18歳未満の子どもで、第3子以降の5歳未満児の保育料を無償化する事業です。補助率が2分の1でございます。次の施設型給付費補助金。これは、認定こども園が実施する施設型給付で、運営費になりますけれども、地方単独で実施してる分につきましては、県の補助で2分の1の補助を計上されておるものでございます。次の地域子ども子育て支援事業補助金。これも国の補助金同様認定こども園の一時預かり事業、子育て支援事業費補助金、それから延長保育事業、そ

れから放課後児童クラブに対する県の資金で3分の1の補助率で計上しております。次の教員の質の向上のため研修支援事業費補助金。これは、将来の認定こども園保育園の教育の質の向上に関する教育向けの研修会の補助で、2分の1の補助で計上しております。節5子ども医療費助成事業費補助金、乳幼児医療費補助金ですが、4歳未満児と多子世帯の未就学児の入院・通院等の医療費助成等助成事業に対する県の補助金であります。補助率は2分の1でございます。節6ひとり親家庭福祉費補助金、ひとり親家庭等の生活安定と福祉の向上を図るための医療費助成事業費の2分の1の補助率で計上しております。25ページをお願いいたします。款20諸収入、目1延滞金。保育料の延滞金を費目存置として計上しております。26ページをお願いいたします。款20諸収入、目1民生費納付金、救護施設の自己負担金。これは、しらがね寮の入所者の自己負担金として、年金受給者の29名分と次の過年度分を計上しております。27ページをお願いいたします。目3雑入、説明の上から2段目のしらがね寮職員給食費です。宿直時の職員の給食費負担分を計上しております。説明のその下の段から、2段目のところになりますが、臨時福祉給付金返還金。費目存置として計上しております。それから、款21町債、目2民生費ですが、第3表の地方債で御説明してさせていただきましては、割愛させていただきます。次に49ページをお願いいたします。歳出になります。これは歳出の予算につきましては、職員の人件費等は割愛し、主な予算のみ説明させていただきます。款3民生費、目1社会福祉総務費、この目につきましては、戦没者合同追悼式、民生委員児童委員協議会運営補助金、それから社会福祉協議会運営補助金、乗り合いタクシー補助金、遺族会補助金、デマンド交通事業等が主な事業でございます。50ページをお願いいたします。節8報償費の戦没者合同追悼式謝金として、祭壇の花、それから中学生のメッセージに対する記念品等を計上いたしております。節11の需用費につきましては、その関連の消耗品等を計上しております。51ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金の民生委員児童委員協議会補助金。昨今の個人や世帯を取り巻く環境が大きく変化する中であって、将来への不安やさまざまな生活課題を抱える人が増加しております。民生委員の皆様にはこのような社会情勢の中で、きめ細やかな相談支援を日夜行っていていただいております。その協議会の運営補助金を計上させていただいております。その下の社会福祉協議会運営補助金。地域福祉の基盤として、町と密接に連携し、福祉活動を行っている社会福祉協議会です。活動は、さらに重要と考えております。その協議会の補助金を計上させていただいております。次の乗り合いタクシー補助金です。これにつきましては、乗り合いタクシー分を29年度の見込みから、6カ月分を計上いたしまして、デマンド運行費用を含めまして、今回計上してとことでございます。ほかに節13の委託料、節14の使用料及び賃借料においても、デマンド交通に関する費用を計上しております。デマンドにつきましては、昨日、企画財政課より説明があつておりますので割愛させていただきます。次の遺族会補助金につきましては、昨年同様計上させていただいております。53ページをお願いいたします。目4障害者福祉費、この目につきましては、障害者への地域生活支援として、意思疎通移動支援、日中一時の事業、それから、上中球磨巡回支援専門員をお願いしての事業、それから人吉球磨地域障害者相談支援と地域活動支援事業、重度心身障害者の医療費事業、身体障害者等の福祉年金給付事業、障害者の日常生活物資の生活に欠かせない補装具用具の給付事業、それから障害介護給付費、療養介護医療費、自動車運転免許取得、改造事業助成事業等が主な事業でございます。節1の報酬から12の役務費については、昨年同様の内容と若干の増減の予算の計上でございます。54ページをお願いいたします。節13委託料の地域生活支援事業委託料につきましては、意思疎通移動支援、日中一時の支援事業として計上しておりますが、委託先といたしましては、つつじヶ丘学園、第2つつじヶ丘学園、多良木学園、うぐいす荘等に委託しております。次の地域活動支援センター委託料につきましては、障害者の活動の場を提供する事業として昨年同様計上させていただいております。節19負担金補助及び交付金につきましては、昨年度の内容等の負担金であります。その中で中央からその下の上中球磨巡回支援専門員整備事業負担金につきまし

ては、水上、湯前、多良木、あさぎり町の各保育所や学校への巡回支援や保育士等への助言相談、保護者相談等を行う事業でございます。その下段にあります人吉球磨地域障害者相談支援事業負担金、人吉球磨次に人吉球磨地域障害者地域活動支援センター事業負担金、それから人吉球磨圏域地域療育センター事業負担金につきましては、人吉球磨の圏域で取り組んでおりまして、障害者に対して、各専門相談員の方が、それぞれに相談を受け、就労に向けた訓練の相談も含めまして、ほかに在宅の障害児や保護者を主に相談を受ける事業となっております。55ページをお願いいたします。節20扶助費につきましては、説明の欄の各事業、障害者のさまざまな医療支援として、重度心身障害者医療、更生医療費、または福祉タクシー料金助成、補装具費助成や障害介護給付費として、障害介護給付といたしまして、施設入所、通所による就労訓練や生活介護居宅の介護などですね。それらのそれぞれの経費を計上しております。56ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費、この目につきましては、温泉センターの指定管理委託料が主な事業でございます。生活福祉課が管理しております13の委託料、ヘルシーランド指定管理委託料につきましては、改修工事により9カ月分を計上しております。57ページをお願いいたします。57ページの上段ですが、温泉交流センター指定管理委託料につきましては、9カ月分を計上しております。高山荘につきましては、高齢福祉課のほうで説明されると思います。中ほどの目8臨時福祉給付金等給付事業ですが、節23償還金利子及び割引料の返還金の費目存置でございます。その下段の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費です。この目につきましては、出生祝い金、それから保育所等の運営費であります施設型給付負担金、学童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金、認定こども園の一時預かり事業であります子育て支援強化事業補助金、病児・病後児の保育事業負担金、延長保育事業補助金、それから障害児の保育事業補助金、障害児の通所支援等の補助金などが主な事業でございます。節8の報償費、出生祝い金ですが、子育て支援、少子化対策の一つとして、出生児の健やかな成長を願っての支給でございます。58ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金ですが、施設型給付負担金、認定こども園、それと私立保育園の運営費を計上しております。第3子以降の保育料無償化分も含まれております。その下の放課後児童健全育成事業補助金ですが、町内の七つの学童クラブの分でありまして、平成30年度は、児童数の見込みとしまして、昨年度より、見込みですけれども54名程度増になります。それと支援員のキャリアアップ処遇改善等も加算されての計上でございます。次の子育て支援強化事業補助金ですが、認定こども園の一時預かり事業の補助金でございます。次の病児・病後児保育事業負担金ですが、これは公立多良木病院におきまして、病児・病後児保育事業として4町村から委託をいたしまして、事務局を多良木町といたしまして、負担金を支払いながら運営を行っております。260名の利用者数を見込んでおります。次の延長保育事業補助金、7保育園で実施しております延長保育事業の補助金でございます。次の障害児保育事業補助金ですが、認定こども園も含め12の保育園が実施しております。障害児を受け入れる保育士を採用していただきまして、保育園の補助でございます。節20の扶助費、障害児通所支援費、障害児及び発達障害児に対する通所支援、児童デイサービスともいいますが、その事業でございます。次に、目2児童手当事業費、節20扶助費、児童手当ですが、延べ児童数が平成30年度におきまして、180人程度減となる見込みでございます。目3子ども医療費助成事業費、節20扶助費、子ども医療費給付金、平成27年度から3年間の実績平均等を積算いたしまして予算を計上しております。年々少しですけども減少しているところです。目4ひとり親家庭福祉費、節20扶助費、ひとり親家庭等の医療費助成金です。一人親等の生活の安定と福祉の向上を図るための助成金です。平成29年度の実績見込みにより、積算計上し予算計上しております。次に59ページから60ページにかけてですが、項3救護施設費、目1救護施設総務費につきましては、基本的には例年どおりの予算計上でございます。定員50名であります。3月1日現在で、女性の方が22名、男性の方が28名の計50名の方が入居されております。平均年齢としまして69.8歳です。ここは主に、救護施設での従事者、職員等の人件費、施

設の維持管理費等を主に計上しております。60ページの下段になります。60ページから61ページですね。目2救護施設事業費、この事業費は、県の保護費負担金と入居者自己負担金を充当して、入居者の方々が安定して、日常の生活を営むことができる経費として予算化しております。事業的には例年どおりでございます。61ページの最下段ですけども、款3民生費、項4災害救助費、目1の災害救助費、節20の扶助費でございます。災害見舞金として、住宅の全壊・全焼等につきまして、30万円の2件分を予算計上させていただきます。67ページをお願いいたします。款4衛生費、目9養育医療費、医療必要とする低出生体重児3人を見込みまして、養育医療費給付費として計上しております。以上、生活福祉課所管で平成30一般会計当初予算につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） はい、おはようございます。それでは高齢福祉課所管の一般会計予算の説明を申し上げます。歳入予算15ページをお願いいたします。1番下の枠になります。目2民生費負担金、節3老人福祉負担金、養護老人ホーム入所者負担金につきましては、本年度の実績見込み額を勘案いたしまして、ひと月の入所者負担金相当額で見込んだ金額を1年分を計上いたしております。16ページをお願いいたします。目2民生使用料、節1、社会福祉施設費等使用料で白寿荘と生活支援ハウスの使用料を本年度の実績見込みをもとに算出計上いたしております。次に、18ページをお願いいたします。2番目の枠になります。目1民生費国庫負担金、節1、低所得者保険料軽減負担金につきましては、介護保険料の1号保険料について、5割の国費交付負担とは別枠で公費を負担し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化するものとなっております。平成27年度から開始されておまして、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合となっております。次に20ページをお開きください。下の枠になります。目1民生費県負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者負担。失礼しました。低所得者保険料軽減負担金につきましては、国庫負担金で説明いたしました県の4分の1負担分となっております。次の21ページをお願いいたします。目2民生費県補助金、節5老人福祉費補助金として、高齢福祉課所管分の各補助金を計上いたしております。老人クラブ活動事業費県補助金、そして2番目の高齢者住宅改造助成事業費として、1件分の補助金額を計上いたしております。次の低所得者利用者負担対策事業費県補助金ですけれども、この事業につきましては、低所得で生計が困難な方に対しまして、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護サービスを行う社会福祉法人などが、その社会的な役割の一環として、利用者の方の負担軽減を行っておられますけれども、その軽減額の4分の3を県が補助するものとなっております。権利擁護人材育成事業補助金につきましては、昨年度までは、市民後見推進事業として計上いたしておりましたが、県の補助金事業の名称に今回から変更いたしております。平成27年度から開始した人吉球磨成年後見センターの運営費として、委託先である人吉市社会福祉協議会へ圏域10市町村が支払う委託料のうち、あさぎり町負担分の65%相当額が補助されるものとなっております。これにつきましては、歳出で町の負担分と合わせまして委託料で計上いたしております。続きまして、歳出予算について説明させていただきます。51ページをお願いいたします。主な歳出予算の説明を行います。目2老人福祉費、生活福祉課、健康推進課所管の予算も含まれておりますが、老人福祉費で計上いたしております主な事業につきましては、金婚表彰経費、敬老祝い金、緊急通報システム、各行政区及び町内各施設に委託して開催を行います敬老会経費などの経費を計上いたしております。この中

で、節8の敬老祝い金につきましては、昨年度まで節20の扶助費に計上いたしておりましたが、祝い金としての歳出予算の趣旨から、報償費が適当であるという判断に基づきまして、この節に計上させていただいております。次に52ページをお願いいたします。節12役務費で、緊急通報装置設置のシステム移行手数料として計上いたしております。これは、合併前の旧町村の時から、上中球磨4町村が上球磨消防署に委託をして、運用していたシステムを消防署内の人的運営面でのコストや実働率などを考慮し、構成4町村で検討しました結果、民間に業務委託する手法が適当であるという結論から、現行の通報装置をそのまま運用する形で移行することにより、初年度のみ生じる経費として計上いたしたものでございます。また、節13委託料に年間に要する管理委託料として計上いたしておりますが、本年度から、設置状態の調査を継続して行っておりまして、不用となった場合の装置の返却などから、実際には委託する台数は、新年度契約時においては、減少するものと見込んでおります。節13の敬老会式典業務委託に係る対象年齢につきましては、今年より、段階的に75歳以上に移行する年となりますので、平成30年度におきましては、71歳以上の方が対象となることとなります。生活管理指導短期宿泊事業委託料につきましては、老人ホームなどの空きベッドを利用しまして、家族がやむを得ない事情により、一時的に介護ができないと認められた高齢者の方を一時的に宿泊させ、生活習慣の指導と体調調整を図るものとなっております。節19の低所得者負担軽減補助金は、歳入での国庫及び県負担金で説明いたしました町の4分の1の負担分となっております。老人クラブ補助金につきましては、会員1人1,000円の会員数2,665人分となっております。次の53ページをお願いいたします。シルバーエイト、球磨郡公立多良木病院企業団介護老人保健施設事業分といたしましての負担金を、多良木町を除く3町村の負担金額を人口割で算定したのとなっております。節20扶助費の高齢者住宅改造事業につきましては、県補助金で説明いたしました2分の1補助事業の1件分を計上いたしております。節28繰出金で、介護保険特別会計への繰出金2億7,579万4,000円を計上いたしております。内容につきましては介護給付費分。これにつきましては、町負担が12.5%となっております。事務費分につきましては100%の町負担。介護予防事業に係る地域支援事業分、町負担が12.5%となっております。あと2事業分、これが町負担が19.5%分、低所得者保険料軽減負担金繰出金分といたしまして、歳入で説明いたしました国・県支出分と町の負担額4分の1相当分を合わせて繰り出すものとなっております。目3老人保護費、節19負担金補助及び交付金につきましては、球磨圏域における養護老人ホームへの入所判定を行う協議会への負担金となっております。節20扶助費は、老人施設入所措置として30名分、その下の老人施設入所緊急措置費につきましては、やむを得ない事情などによる緊急的な入所のための措置として、2名分を概算で計上いたしております。次に56ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費ですが、高齢福祉課所管分以外の関係予算では、高齢者コミュニティセンター、白寿荘と高山荘及びふれあい福祉センターにあります生活支援ハウスの維持管理费用として、節11需用費で光熱水費、修繕料、節12役務費で、消防設備検査手数料、節13で、高山荘の指定管理委託料を計上いたしております。次の57ページをお願いいたします。説明の枠2番目となります。節14使用料及び賃借料は、モップのリース料となっております。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） 健康推進課所管の当初予算について御説明申し上げます。歳入からですが、16ページをお願いいたします。下のほうのマスです。款13使用料及び手数料、目3衛生使用料、説明の欄で保健センターの使用料です。28年度、29年度の利用状況を見まして計上させていただいております。それから18ページをお願いいたします。中ほどです。款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金、節3国民健康保険事務費負担金。国民健康保険基盤安定負担金ですが、保険者支援分として、保険料軽減の対象者数に基づきまして、国が2分の1を負担するものでございます。それから次のページの一番上です。目2民

生費国庫補助金、節3高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金。保険料軽減の特例の改正に伴いますところのシステムの改修費でございます。それから20ページをお願いいたします。下の段になります。款15県支出金、目2民生費県負担金、節1老人福祉費負担金のうち後期高齢者分保険基盤安定拠出金。後期高齢者医療にかかります保険料の軽減分を公費で負担するものでございます。県が、4分の3を負担支出するものでございます。それから、節13国民健康保険事務費負担金。国民健康保険基盤安定負担金ですが、この中には、保険料軽減分の県の負担金4分の3負担するものと、それから、軽減をした被保険者数をもとに支援する分、保険者支援分4分の1負担するものですがそれもそれが含まれております。次のページの一番下の段になります。目3衛生費県補助金、説明で、市町村健康増進事業費補助金、自殺対策推進事業費補助金、それから次のページになりますけれども、むし歯予防対策事業費補助金、風しん予防接種助成事業費補助金、早産予防対策事業補助金、こんにちは赤ちゃん事業等補助金、健康づくりに関するところの補助金でございます。この中では、自殺対策推進事業費補助金が223万2,000円と大きくなってございますけれども、今回、うつスクリーニング事業の中で備品購入を計画しております。それに対する10分の10の補助金が含まれているところでございます。26ページをお願いいたします。下の段になります。款20諸収入、目2衛生費納付金、各種健診の個人負担金。現在のところの申し込み状況に基づきまして積算したものを計上しております。目3雑入、一番上になりますけれども、各教室と参加者負担金。育児学級等を開催しておりますけれども、材料費に充てる部分の負担金でございます。参加者からの負担金でございます。それから、次のページの一番上の説明です。ウォーキング大会参加者負担金。30年度は、大きな大会を1回企画して実行しようということで考えているところです。そのときのおもてなしをいたしますので、その材料費ということで、負担金をいただくところで計画しております。その二つ下です。実習謝礼金。大学生等の現地実習を受け入れることにしておりますので、その謝礼金として計上させていただいております。歳出でございます。51ページをお願いいたします。目2老人福祉費でございますが、この中に、後期高齢者医療に係る職員の人件費、それから負担金等が含まれているところです。節13の職員手当の中の時間外勤務手当については、後期高齢者医療の保険料の決定通知等の発送事務、それから保険証の発送事務等にかかりますところの時間外手当を計上させていただいております。52ページをお願いいたします。節13委託料でございますが、後期高齢者医療制度システム改修委託料。歳入で申し上げましたシステム改修に係る委託料でございます。節19負担金補助及び交付金です。後期高齢者医療広域連合一般会計分共通経費負担金、それから特別会計分共通経費負担金、事務費に係る分でございます。それから、その欄の一番下から2番目です。後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金。高齢者医療の自己負担を除きますところの12分の1を公費で負担することになっておりますので、その額を計上させていただいております。広域連合からの示された金額をもとに計上させていただいているところです。次のページ、28繰出金でございます。後期高齢者医療特別会計事務費繰出金、主に後期高齢者医療特別会計の総務費にかかるところの繰出金でございます。それから、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金。これについては、保険料軽減分を県の負担金とあわせて、一般会計から繰り出すものでございます。一番下の後期高齢者医療特別会計の歯科口腔健康診査繰出金。これについては、後期高齢者の歯科口腔検査をすることになっておりますけれども、その際の自己負担分、およそ400円でございますけれども、その分を検査を受けた方から取らずに公費で負担するというところでございますので、一般会計から特別会計に繰り出すものでございます。56ページをお願いいたします。目6国民健康保険事務費です。国民健康保険に係る職員の人件費等が含まれております。節3職員手当等の時間外勤務手当についての保険証発行時等の時間外勤務手当になるところです。節28繰出金、国民健康保険特別会計繰出金でございます。これについては保険料の軽減分、それから保険者支援分、それから出産育児一時金に係る分の3分の2に当たる分、25名の出産を予定というか計画しているところです。それから、国

民健康保険の総務費に当たる部分の繰出金を合わせて、ここに計上させていただいております。62ページをお願いいたします。款4衛生費、目1保健衛生総務費です。健康推進課の職員の人件費が主なものですが、前年度と比較して345万円の減となっております。人件費の減額が主な要因となっているところです。節19の負担金補助及び交付金のところですが、病院事業負担金、項1公立多良木病院企業団への病院事業の負担金でございます。それから、その蘭の一番下です。地域医療システム学講座負担金。県内で、地域医療の医師確保のために事業をやっておりますけれども、熊大が実施するものですが、それに関する負担金でございます。それから、次のページですが、上から二番目です。熊本県へき地医療自治体病院開設者協議会負担金。これについては、現在のところ30年度実施できるかどうかというところでありましてけれども、負担金を計上させていただいているところです。64ページをお願いいたします。目4健康増進事業費です。集団健診の委託料等が主なものですが、前年度と比べまして102万6,000円の減額となっております。申し込み状況から、集団健診の委託料が減額少なくなっているというところがございます。目5母子保健事業費です。これについては、ここでは、妊産婦の健康管理事業、それから母子保健推進事業、それから乳幼児の健康診査等の事業が、この中で実施されるところです。次のページの節7賃金、マイクロバス運転手賃金ですが、30年度は、母子保健推進員の皆さんが管外研修に行かれますので、その分のマイクロバスの運転手の賃金を計上させていただいているところです。妊婦の健康管理事業については、基礎数値を120人というところで計上しております。大体14回の健康診査を妊婦さんが受けられるわけですが、120人を基礎数値として計上しております。昨年度と比べまして費用にして、およそ100万円ほどの減額となっているところです。それから、節19負担金補助及び交付金のところの一番上です。不妊治療費助成金97万5,000円ですが、29年度の受付状況等を見まして、昨年度とすると30万円ほどの減額ということで計上させていただいているところがございます。それから目6予防接種事業費でございます。乳幼児の予防接種、それから成人の高齢者の肺炎球菌、それからインフルエンザの予防接種でございますけれども、30年度はインフルエンザ予防接種をすべて個別接種にしていきたいというふうに考えているところです。医療機関との協議は、まだ今からですが、そういう方向で予算を計上させていただいております。医師報酬等が減額になっているところです。目の7、すいません。66ページでございます。目の7健康づくり推進事業費ですが、これは、ウォーキング大会等の健康づくり事業、それから歯科保健事業、それから自殺対策推進事業にかかる費用を計上させていただいております。ここでの節7賃金でございますけれども、マイクロバスの運転手の賃金を上げさせていただいております。食生活改善推進員さんの活動になっているところです。それから、節8の報償費の講師謝金について、医師謝金の次ですね。講師謝金については、おどんが健康づくり大会等の講師の謝金を予定しているところです。それから、その次の下ですね。医師等謝金7万9,900円については、歯科保健事業の歯科保健をしていただきます歯科衛生士の謝金となっているところです。11需用費ですが、一番下に大会時軽食材料費がございます。先ほど申しましたウォーキング大会のときのおもてなしの材料費に計上させていただいております。18備品購入費です。143万7,000円でございますけれども、うつスクリーニング事業で、10分の10補助ということで、タッチパネル式の認知症に関するところのソフトが入った備品を購入する予定でございます。須恵地区の文化祭の時だったですかね。実際に来ていただいた方にやっていただいたんですけども、そのときが人吉保健所から、端末を借りてきまして、人吉保険所も2台持っていたのが、1台壊れたということで、時間が少し1人当たり時間がかかりますので、今回、2台の備品購入を予定しているところがございます。それから、節19負担金補助及び交付金のうつスクリーニング事業負担金でございますけれども、30年度は、免田地区の方を対象に、うつスクリーニング事業を熊本大学と共同で実施するところがございます。それにかかりますところの若年層分、40歳から59歳までの方のアンケートの分析等の費

用については、町が負担するというごさいますので、その分の費用を計上させていただきます。それから、食生活改善推進協議会補助金ですけれども、30年度は、薬膳料理の事業にも取り組んでいただくということで、29年度と同様の金額を計上させていただきます。目8保健センター管理費でございます。上と免田と岡原の各保健センターの管理費用でございます。ここでは、67ページの節13の委託料になりますけれども、空調設備点検委託料。これが30年度は、免田保健センターのみになりますので、その分20万円ほどの減額となっているところです。それから、節18備品購入費ですが、免田保健センターの調理室のガスコンロが、もう使用していて、少し危ないような状況ということで、4台分を買い換える予定で計上させていただきます。健康推進課所管については以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。税務課分について質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 3番、加賀山です。1点1点というかお伺いします。町もですね、税金の徴収に向けては研修のほうを実施して、徴収率のアップにですね取り組んでいただいているっていうのは認識しております。その中で低所得者の方に対してはですね、負担軽減とか町も負担額の設定はしていただいていると思うんですが、市町村民税、滞納繰越分が15%160万、もし100%だとすると1,066万と固定資産税に関しても、11%の見込みということですが100%ですと7,181万、1番と2番の差額の分を足しても、6,390万ほどそのままになってしまうっていう部分がちょっと数字から見えてきておまして、やっぱし、本当に一生懸命税金を納めていただいている町民の方からするとどうしても不公平さっていう不公平感があるというのが正直な気持ちです。一つやっぱそこで心配してるのが本当にこう所得の低い方が、その該当者になっている部分で、とりこぼしがあるんじゃないかと、また固定資産税に関してはその空き家の部分が、その該当の数にそのまま残ってるのではないかと、うちちょっと精査の部分あたりで町の取り組みをちょっと教えていただければと思います。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） ただいま町県民税、固定資産税の滞納繰越額が、多いんじゃないかという御意見、御質問だったんですけども、確かに年々増えてはいないんですけども、固定された滞納者というか、固定資産に至っては、大口滞納者がいらっしゃるんですけども、そういったものが積み重なってきて、新たに滞納されるという方は、年々減ってきてる傾向であると思います。低所得の方もその中に含まれていないかということですけども、確かに税金を納めるのが、非常に厳しいという方もいらっしゃると思います。私たちからすれば常に財産調査とか、預貯金とかの調査をしながら、少しでも、税に充てられる財産があった場合は、もうそちらの差押えとか、さしていただいて、税のほうに充てているところではございます。今後、徴収努力はしていきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、やっぱし同じ町民としての公平さっていうのがですね、やっぱりひとり暮らしで年金生活だけど、やっぱ町に世話になっているからということで、本当にこう税金をしっかりと納めてらっしゃるひとり暮らしのおばあちゃんもいらっしゃるのを見ると、本当に不公平さっていうのはですね、少しでもなくしていかなきゃいけないかなと思う気持ちがあります。その固定資産税に関してはですね、やっぱしこう今住んでいらっしゃるのに建物が残ってる部分とか、今空き家のチェックとかさされてると思いますが、本当に税務課はですね、税を徴収しないと町のお金にならない部分があると思いますが、福祉関係では国県あたりから補助をいただきながら、かなり軽減措置がある中で、もう本当に微妙に難しいところだと思いますがそのあたりのもうこう見きわめもあわせてしていただきながら、より皆さんが公

平な町をつくっていただきたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） ただいまの空き家のお話が出ましたけれども、確かに空き家の課税というのは難しいものがございまして、こちらにおられない方で、都会のほうにその身内の方がおられてそちらのほうに課税するという形をとっております。空き家についてはですね、仮に取り壊した場合には、小規模住宅の特例というのがなくなったりするものですから、その空き家を単純になくした方がいいということではなくてですね、その辺のところも、よく考えながら取り組んでいかないといけない問題だと思います。

◎議長（山口 和幸君） 他に。税務課関係ないですね。次に、町民課分について質疑を行います。奥田議員。

○議員（12番 奥田 公人君） 1点だけお尋ねしたいと思います。ページは17ページの衛生手数料で犬の登録手数料と狂犬病予防注射手数料のことでございますが、今年は50頭分が登録手数料として上がっておりますし、狂犬病予防注射が94.2%と先ほど説明がありましたけれども、昨年度の実績頭数を教えていただければと思います。登録と狂犬病予防注射のですね。

◎議長（山口 和幸君） 木下課長補佐。

●町民課課長補佐（木下 貞女さん） 犬の登録の実績ということでございますが、平成28年度は、登録総数は1,087頭、接種率としましては、94.66%となっております。今年度現在はですね、1,037頭で、94.3%となっております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 奥田議員。

○議員（12番 奥田 公人君） 実績からしたらだいぶ予算のほうが少ないような気がするわけですが、この実績のほかにですね。登録をされていない家庭とか、予防注射を受けていない家庭とかの把握はできておられますか。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。先ほどの頭数関係ですけれども、この予算を作成しましたときの頭数が、なかなか今年度の頭数に満たないというところでやっておりましたけれども、今年に入りまして、まだ注射をされていच्छらないところに電話勧奨とか、通知文を送ったりをさせていただきまして、それによって、頭数が若干増加したというところでございます。今後も、3月中旬に医師等の連携をしまして、直接出向いて、予防注射をしていただくということもやっております。ですので、接種をされていच्छらないところの飼い主の確認というのは、できているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 奥田議員。

○議員（12番 奥田 公人君） なかなか登録しておられない方、あるいは予防注射をしておられない方が、いच्छやると思いますが、昨年は、日曜日あたりに予防注射をされたということで、実績が伸びたと伺っておりますけれども、今後の対応として、獣医師さんと連携して自宅のほうに行って注射をしてもらうとか、そういうような取り組みは計画されておられるのでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。29年度、確かに日曜日も含めまして、11日間の集団予防接種を行っております。30年度も、同じように日曜日を含めたところで、獣医師の方とも相談いたしまして、日曜日含めたところでの29年度と同じぐらいの日数で対応したいというふうに考えております。あと接種をされていच्छやらないところに対しても、今現在も行っておりますけれども、広報紙での周知とか、あと電話での勧奨とか、そういったことを引き続き行っていきたいというふうに考えております。

◎議長（山口 和幸君） ほかに。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 今、12番議員とのちょっと関連もですけど、この94.66%の一

つの理由に、実はもう犬が亡くなっている部分もかなりあるかなと思いますので、その広報あたりにお知らせいただくときに、亡くなったときは、お知らせくださいって一文もいるのかなと思って聞いておりました。以前ですね。猫による被害っていうですかね。猫引掻き病みたいなのがあったときもいち早くですね、お知らせいただきましたので、こういうこともあるのかっていうのはわかりましたので、そういう形でまたあわせて情報をお願いできればと思います。もう1点はですね。総務手数料。個人番号関係の件がありましたが、町も経費をかけてデータの整備をしていただいていると思いますが、今、町民のマイナンバーカードの所持者数、またはその所持率っていうのはどれぐらいでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。まず1点目の犬の死亡届の件でございますが、29年度は、予防注射の通知と合わせまして、死亡届の通知も一緒に同封させていただきました。死亡している犬がいたら、届け出を出してくださいということでお願いをしたところでございます。その効果が、出てきているかなというふうに思います。それからマイナンバーの町民の所持率ということでございます。2月末現在ですけれども、交付者数が1,397名です。人口に比例した対人口比としましては、約8.9%になっております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、町のほうも、データの整備あたりには経費がかかっているわけですけど、その割にはカード所持者が少ないかなと思いますが、これは町長になるのかなと思いますけど、今後町としてはカードを持ってらっしゃる方を増やす方向で考えているのか。町民の自主的な判断に任せて考えていかれるのか。いかがなんでしょう。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 方向はですね。個人ナンバーカードは、段々といろんな場面で必要になってきてますので、町は広報紙等も含めて、やっぱ加入の促進をお願いをしていきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 個人番号を作るときもですね。やっぱそれは、マイナンバーカードは実印と一緒にだっているのをちょっと私言いまして、それに対して町のほうも、また広報紙で広くお伝えいただきましたけど、町長として、広めていきたいということであれば、やっぱそれに持つことに対するリスクじゃないですけど、注意点っていうのもしっかりお伝えいただきたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 答弁いいですか。町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。ただいま加賀山議員おっしゃったように、マイナンバーというのはもう本当に個人情報が含まれておりますので、大事に保管をしていただくとか、その管理につきましては、十分に注意をしていただきたいというふうに町としても広報紙等を通じまして、また交付をさせていただく際にも、十分そういったこと言葉がけをしていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

◎議長（山口 和幸君） ここで休憩いたします。午後は1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。町民課分ございませんか。難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） 2番、難波です。町民課のほうでお尋ねします。20ページの戸籍住民基

本台帳費委託金。説明のところに、中長期在留者居住地届け出等事務委託金ということで、お金が来てみたいなんですけれども、あさぎり町内の在住してある外国人、前回もお尋ねをいたしました、29年度の状況をお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。29年度の外国人の数ということでございますが、本年30年の1月末現在での人口を申し上げます。男性が29名、女性が130名の計159名です。国籍別に申し上げます。一番多いのがベトナム国籍の方で、91人いらっしゃいます。二番目が、中国の方で27名です。続きまして、韓国、フィリピンの方が、それぞれ15名ずつというふうな状況でございます。あとほかにブラジル、ミャンマー、カナダ、それからインドネシア、アイルランド、シンガポール、アメリカというような状況でございます。

◎議長（山口 和幸君） 難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） はい、ありがとうございます。やはり前回と同じで、ベトナムからかなりたくさんの方が、こちらで就労されてるのではないかというふうに思っております。あと先ほどの国籍の中では、ALTも入っていたかと思うんですけれども、数がわかりまして、年々増えているような感じはするんですけれども、人吉市のほうで不法滞在で、逮捕された外国人がありましたので、町のほうでもきちんとそういう管理のほうをお願いしたいと思ひまして質問いたしました。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 答弁いいですか。町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、あさぎり町にご住所有していらっしゃいます外国人の方、年々増加傾向でございます。事業所に雇用されてるという方が、ほぼ大半を占めているかと思ひます。転入・転出の際には、事業所の方が同伴されて、手続等はさせていただいておりますので、その点は安心かなというふうに考えております。

◎議長（山口 和幸君） はい、ほかにありませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番、皆越です。64ページですけども、役務費の中の広告料ですけども、先ほどの御説明では、人吉のタウンページに使ってるということでございましたので、その実績と効果をお願いしたいと思います。それと、その下の委託料なんですけども、私が勘違いかもしれませんが、昨年度は粗大ごみ収集業務委託料というのが2万6,000円計上されておりました。で、この町の広報紙を見ますと、家庭から出る粗大ごみの収集運搬を実施していますというようなことで、70歳以上の単身世帯の方のお手伝いをしている粗大ごみの収集運搬だと私は思ってるんですけども、それが30年度の予算から削除されておりますので、そこ辺のところの御説明をお願いしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。まず一点目の広告料の件ですけども、人吉球磨で、発行されておりますタウン誌どうぎゃんです。こちらのほうに掲載をさせていただいております。以前は人吉新聞さんあたりに掲載をお願いしていたんですけども、一回限りでは、なかなか新聞はその時見られて、そこで終わりというようなこともございますので、そういったタウン誌であれば、いろんなところに置いていただいて見る、目にされる回数も多いかなということで、どうぎゃんのほうに掲載をさせていただいております。ただ成果についてということでございますが、28年度は1件、墓地公園の1区画が、28年度に1区画販売することができました。29年度、今のところ墓地の建立は、あっておりますけれども、販売のほうはできておりません。以上です。それから、粗大ごみにつきまして、30年度の予算に計上されていないということでございます。今度は、広報紙のほうにも掲載をさせていただきましたが、なかなか利用を促進しようということで、広報紙等でも掲載をさせていただいたんですが、なかなか利用率が上がって

かなかったものですから、30年度はちょっとこれを廃止をさせていただいて、一般の取り扱い業者さん、町の廃棄物取扱い業者さんのほうにも、手続、すいません。そういった事業をされていらっしゃると思いますので、業者の方への御利用ということで、今回広報紙のほうにも掲載をさせていただいているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。広報紙にもこのあさぎり墓地公園についても、もう掲載されておられます。なかなか利用者もいないと思いますけども、努力をなされてるところはわかりました。この粗大ごみについても、やはり広報紙に掲載されておりますので、そこ辺のところを違う形態でするといようなことで、周知で頑張っていただきたいと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） ほかに。町民課分は、ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 次に、生活福祉課分及び高齢福祉課分についてを質疑を行います。質疑ありませんか。久保田議員。

○議員（13番 久保田 久男君） はい、13番です。54ページですね。遺族会補助金。これについてちょっと伺いたいと思うんですが、といいますのも、もう今現在、高齢化で会員数がどんどん減ってきているという現状があらうかと思いますが、多分、この補助金は会員数に応じた補助だろうと、各支部に対する補助だろうと思うんですが、もう世代が変わってきている中で、その遺族の定義といいますか。そこら辺が、いろいろ会員さんに聞きますと、甲慰金を受給されてる家庭が、その遺族として登録されている。それで、もう甲慰金がないところ、あるいはそのただ無年会費を払えば、もうその遺族会に会員になられるとか、いろいろそこそこで違っても聞いておりますので、町としてその遺族としての定義は、どうなっているのかちょっと伺いたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 生活課長。

●生活福祉課長（竹下 正男君） 遺族会の定義っていうことですが、この遺族会につきましては、社会福祉協議会のほうに事務局をお願いをして実施させていただいておりますけれども、私たちのほうでは定義というのが、ちょっとわかっておりません。町社会福祉協議会の事務局との話の中で、その年齢とか言われることがありますけれども、どうしてもその先ほど言いました甲慰金とか、そういうのが入った場合に、負担金を納めていただいているということで活動されておりますけれども、そこが、全部が甲慰金をもらえるところでもなくて、大変遺族会を維持するのに、今は困っている状況だとは聞いてるんですが、その定義を各支部です。実施されているのかちょっと私のほうも把握しておりませんので、そこを再度確認させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 定義が分かってからが、質問しやすいでしょうね。総括分にしましょうか。社協に委託して、社協のほうで面倒見とる分でしょ。久保田議員どぎゃんですか。

◎議長（山口 和幸君） じゃ、今お話ししたとおり、総括分をお願いいたします。他に。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点高齢総合福祉課をお願いいたします。ページは16ページですね、民生使用料の中の生活支援ハウス使用料が36万予算計上されておりますけど、どのような階層の方を何人想定されて36万の使用料にあがっているのか、ただいま現況を見るときにかなりの空き室があるようでございますけど、それを踏まえて30年度の予算計上の根拠を教えてください。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） はい。生活支援ハウスの使用料の関連のお尋ねでございますが、生活支援ハウスが10室ございます。現在、入所といいましょうか利用されている方が3名ございまして、開設当時からといいましょうか平成なりましてすぐだと思っておりますけれども、そちらの方から入所されてる方が2名お

られまして、あとの1名が生活支援ハウスの目的であります。緊急的といいたいまいしょうか、やむを得ない事情で入所されてるといような事情でございますので、規定といいたいまいしょうか入所の基準といいたいまいしょうか、おおむね65歳以上の方で、生活と困窮または理由により、何らかの支援を要する方といようなことで認識をいたしておる次第でございます。以上でございます。

◎議長(山口 和幸君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長(上村 哲夫君) はい、失礼いたしました。ただいまの3人の方が入所されているということとで予算の根拠といいたしましては、1万円掛けるの3人分掛けるの12月分で計上いたしているような次第でございます。以上でございます。

◎議長(山口 和幸君) 小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) このふれあい福祉センター条例を見ますときに、この半数支援ハウスの居住部門利用者負担基準額表でございますですね。条例の中で、これはなんか階層をAから私の誤解かもしれませんがEまで分けてあって、120万以下はゼロ、それ以上になると、4,100円だったとありますけど、これではいかないわけですか。

◎議長(山口 和幸君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長(上村 哲夫君) はい、所得に応じまして、その階層別利用料といいたいまいしょうか、判定しているということですが、詳細にわたりましては調査確認の上、正確なものを答弁させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

◎議長(山口 和幸君) 課長。要するに、今、1万円が入ってる人たちが、どの階層区分までのお尋ねじゃなくて、その階層区分に当てはめて、入ってる人たちが3人あって、1万円ということで、今日答弁すればよかつじやなかと。高齢福祉課長。

●高齢福祉課長(上村 哲夫君) 失礼いたしました。ただいま復唱させていただきますが、現在の入所者が3名でございます。その使用料につきましては、例規に基づきまして、収入とかを基準にいたしました階層別に基準をもちまして、使用料を徴収しているようなということでございます。

◎議長(山口 和幸君) 小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) じゃ最初1万円で3人で36万という話が、ポツと聞こえたもんですから、条例とは随分違うなと思って聞いたわけです。3人で2人はもうずっと固定されてその趣旨にちょっとは、異なる入所ということで、だけどこの設立の趣旨を見ますときにはあさぎり町内のかなりこのこういことに施設にいるべきであろうということで、一つは我々もさんけいするわけなんですよ。だからその人たちができるだけ入っていただくように、やっぱりこれまた総括になるんでしょうが、進めるべきだと思っておりますね。ただ3人で10室のうち7室空室ですよ、あそこを維持していくこと自体がまたいろいろまた、これは総括でまた聞きましょうか。その入所のですね、使用料だけははっきり何の根拠で1万円とおっしゃったのかは、後日説明願いたいと思えます。

◎議長(山口 和幸君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長(上村 哲夫君) はい、わかりました。調査確認をさせて答弁をさせていただきたいと思えます。申し訳ございません。

◎議長(山口 和幸君) 他に。加賀山議員。

○議員(3番 加賀山 瑞津子さん) 3点お伺いいたします。ページ21ページ、障害者福祉費の補助金合わせて55ページに社会福祉費としてですね障害者福祉費補助金というがございますが、この中に難聴児の補聴器購入についての補助がございますが、先ほど別の説明のときに、低出生体重の子供さんが多い中で、弱視の子供さんがいらっしゃる他の町村がありますが、うちはこれについての補助金の分はどうなってるの

でしょうかというものが1点目です。2点目はページ60ページになります救護施設、事業費の中の8報償費、講師謝礼として51万円ございます。救護施設ですので、介護福祉等の専門職は多分、いらっしゃっても別にその分ということなく、あくまでも介護補助という形で仕事をしていらっしゃるので、そういう意味での勉強という形だと思うんですが、この講師謝礼51万円の研修内容についてお伺いします。あと高齢福祉課、ページ50ページ社会福祉士8報償費ですが、成年後見人謝礼21万6,000円となっております。全国的に認知症の方が増えておりますが、どれぐらいの町に相談があつてるのか。あとどういうふうにして今度は52ページ、人吉球磨成年後見センター運営費として委託してありますが、どれぐらいの相談に関してセンターにつないであるのか、3点お伺いします。

◎議長(山口 和幸君) 早田課長補佐。

●生活福祉課長補佐(早田 愛一郎君) はい、ただいま加賀山議員の1番目の質問ですけれども、弱視の補助金は、弱視の方ですね補助金はどうなつてゐるかっていうことですけれども、一応視覚障害者の手帳の持っている方に関しては、町のほうで該当するところがあります。遮光の眼鏡とかですね、修正眼鏡とかコンタクトレンズ、あと弱視の眼鏡というところで申請をいただきますと、県のほうに申請しまして、それで審査いただきます支払うようになっております。それと手帳保持者以外の方ですね、に関しては、9歳未満の方に関しては、小児の弱視斜視及び先天性の白内障、また術後の屈折補正、修正などの治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズと作成費用ですね、それに関しまして、健康保険の対象適用となりますので、患者の負担割合以外の額がですね、治療費として支払えるようになっております。この方々は申請がない方申請があつてからの話ですので、社会保険とか共済とかいろいろありますので、私たちの町のほうには上がつてこないというところがございます。以上でございます。

◎議長(山口 和幸君) 菘田課長補佐。

●生活福祉課長補佐(菘田 輝幸君) はい、救護施設事業費の報償費、講師謝金についてですけど、この講師謝金につきましては、利用者の方々に対するさまざまなプログラムを行っている中で、身体機能の維持回復のためのリハビリとか、精神安定を図るための講話などをする場合に、講師の方を講師の方をお願いをして行っている部分の講師謝金になります。で、音楽によるリハビリにつきましては、月2回行つておまして、1回につき1万円。軽運動につきましては3B体操をお願いしておまして、この方につきましては月1回交通費用を含めたところで2万円。それから、お盆供養に合わせて講話もお願いしておまして、それにつきましては1回1万円。とその他にお盆以外で講話をお願いする場合に、1回2万円の講師謝金をお支払いしているところなんです。以上です。

◎議長(山口 和幸君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長(上村 哲夫君) はい、加賀山議員のほうのお尋ねですけれども、人吉球磨の10町村で業務を人吉市の社会福祉協議会に委託をしている事業についての町関係の実績というふうにとのことですが、平成29年度の受任実績として報告があつておりますけれども、人吉球磨10市町村で32件の受任実績があつておまして、うちあさぎり町が3件の実績となっております。あと町関係につきましては、センターから町内に対する出張相談等が10月と2月2件の回数となっております。受任の手法といいましようかつなぐということにつきましては、当課の組織の中で地域包括支援センターがございまして、社会福祉士が配置されております。それと生活福祉課にも本年度から社会福祉士が配置されておまして、連携を深めながら、センターのほうに相談といいましようか、情報をつないだり、相談に乗つた結果をおつなぎするといったような手法で連携をとつているような状況でございます。以上でございます。

◎議長(山口 和幸君) 加賀山議員。

○議員(3番 加賀山 瑞津子さん) はい、難聴児、それから弱視の子供さんをちょっとまだPRが足りな

いっていか、御存じない方もいらっしゃるかもしれません。やっぱり私のちょっと知り合いの方でちょっと弱視の方はこれは町外の方なんですけれど、本当にこう、そういうのがあるといいなあということで言われたものですから、是非そういうところですねPRのほうもしていただいて、せっかく町として対応していただいておりますので、また周知のほうをお願いしたいと思います。それから救護施設の講師謝金につきまして私はもうスタッフの方のスキルアップっていうところで使ってらっしゃると思っておりまして、利用者の方ですね福利厚生という形だとは思いますが、ぜひあわせて職員の方のスキルアップに関しても、そういう研修あたりをですね、行っていかれたほうがよいのではないかと思います。先ほどほんとに平均年齢がもう後期高齢者に近い方が増えてこられているようですので、介護のスキルとしてもやっぱり補助員では難しい部分が出てくると思いますので、そういう意味での研修を検討いただければと思います。高齢福祉課に関してはですね、本当に認知症の方が増えてきておりますし、あさぎりも該当が3件ということで、実はこの成年後見人は町長もできるということですが、やっぱり町長の負担軽減という意味でも、こういうセンターを上手に活用していくっていうのはとてもよいことだと思いますので、こちらのほうも御相談のですね、年に2回されてるということですが、それについてももっといろんな場面での周知をお願いしたいと思いません。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） はい、御指摘ありがとうございます。本年度応募につきましてはですね、人吉球磨の地域包括支援センターの職員による連絡会議等も定期的に行われておまして、前は山江のほうでセンターの専門職員の方を招聘いたしまして、研修会も開催しているような状況でございます。引き続きましてですね、権利擁護等も含めまして、情報の共有、連携を深めていければと思っているような次第でございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（竹下 正男君） はい、弱視のですね方に対しましてのPR活動ということですね、いろんな場面で、そのPR活動を実施していきたいと思っております。それから、救護施設の件でございますけれども、救護施設の職員の研修はですね、旅費等を組んでおまして、施設長を初め、同じような施設のあるところですね一緒になって研修を年に何回というふうに組んでありますので、研修のほうを充実させていておりますし、これからもしていこうと思っております。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） いいですか。他に。ありませんか。ありませんね。はい。次に、健康推進課分について質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 申しわけありません。65ページの保健衛生費の負担金補助金で不妊治療助成金についてお伺いいたします。ちょっと金額が今年は減りましたということでしたが、1人幾らの補助で対象年齢の制限等について町はどう考えていらっしゃるでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） 不妊治療助成については、特定不妊治療の分とそれから一般不妊治療とありますけれども、特定不妊治療については、県の助成基準を満たしていることが一つ条件となっているところです。年齢は最初は43歳未満だったろうと思うんですけども、所得要件については県の基準を外れた方も救済するという形でやっております。それから一般不妊治療については年齢と特に関係なくですね、補助をさせていただいております。28年度から始めた事業でしたけれども、近隣の状況を見てこのくらいはあさぎり町だったらあるのではないだろうかということで予算を上げさせてもらいましたけれども、これが少なくて、28年度が5件でございました。特定が2件、それから一般が3件。29年度になりまして、最近相談が増えておまして、特定が4件、それから一般の方が9件しているところです。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい。昔はですね、本当に20代前半でパートナーと結婚される方が多かったかなと、これは私の感想ですが、最近ですね結婚年齢の晩婚化、そして先ほどからひとり親さんがまた御縁があつて次にまた新しいパートナーさんとめぐり合われた時に、やっぱりどうしてもこう出産のスタートが遅くなってるっていう現実がございます。やっぱり本当に町も一生懸命子育てを推進していただいておりますので、この制度を利用される方が増えてきたということは、多分役場のほうでもですね、PRをしていただいたり相談に乗っていただいているということだと思いますが、ぜひこの町の支援をですねお願いしていきたいと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） はい。やっぱり1番は相談しにくいという事情がありますので、町民課の総合窓口ともですね連携して保健師さんをお呼びくださいというような形であれば、保健師が出向いて行って、しますっていうのも広報に載せましたんで、該当される方っていう言い方あれですけども、制度を活用していただきたいというふうに思っております。

◎議長（山口 和幸君） 他にありませんか。ないですね。最後に本日の一般会計全般について質疑ございませんか。ないですね。それでは、いいですよ。ありませんね。

## **日程第2 議案第74号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、議案第74号、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。松本課長補佐。

●健康推進課課長補佐（松本 良一君） それでは、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計の予算について御説明いたします。1ページをお願いいたします。第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。一時借入金、第2条、地方自治法昭和22年法律第67号、第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。ということで6ページのほうをお願いしたいと思います。平成30年度からですけども、国民健康保険事業がですね県単位化となるということに伴いまして、予算の構成が変わってまいります。その主なものにつきましてですね初めに御説明いたしたいと思っております。6ページの総括のところですけども、歳入でございますけれども、款の2ですね、一部負担金。これは新たに設けたものでございますけれども、内容としましては、災害などによって、医療機関へ支払う一部負担金の支払いを猶予された被保険者ですね。支払期間の先延ばしなんですけれどもですね、その被保険者が町へ一部負担金を納付するために設けた科目でございます。これは国のほうからですね、予算の組み方につきまして、技術的な助言というようなことで示されておりますので、それに基づきまして予算を組んでおります。それから款の4、国庫支出金ですけども、それと款の5の療養給付費等交付金、それと、下から2行目に、廃款ということになっておりますけれども、前期高齢者交付金が前年度より大きく減額となっておりますけれども、これにつきましては、県単位化に伴いまして、款の6の県支出金としてですね交付されることになるということで減額となっております。それから、それに伴って県支出金が大きくなっているというようなところでございます。それから、款の11、商品につきまして、保険税の収納額の減少などで財源不足となった場合に、県の財政安定化基金から貸し付けを受ける場合ですね、受け入れ科目となるこの町債をですね、新たに設けるものでございます。それから1番下の共同事業交付金につきましては、県単位でですね財政調整を行うということで廃款となっております。次に7ページをお願いしたいと思います。歳出ですけども、款3の国民健康保険事業納付金が新たに設けられていますが、これは、下のほうにですね記載してあります昨年度までの介護納付金、老人保健拠出金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等をですね、まとめてですね県へ納付するものでございます。それから款の4の共

同事業拠出金については、県単位になるということで減額となっております。それから、予備費につきましても、廃款としておりますけれども、医療費等の支払いに必要な費用はすべて県から交付されることになっております。そしてまた、保険税の収納不足が生じた場合は、県の財政安定化基金の活用もできることになっております。それとですね、町の財政調整基金の活用も可能でございますので、今年30年度からですね予備費は計上しないことしております。以上、大まかに予算の構成につきまして御説明いたしましたけれども、30年度ですね予算額は前年度と比較しまして、歳入歳出それぞれ5億5,400万ほど減となっております。その主な要因としましては、29年度まではですね高額な医療費に対応するために、共同事業という形で6億円ほど拠出し、また交付を同じ額ぐらい交付を受けておりましたけれども、30年度からは県単位で事業を行うことになりまして、町の予算には計上しなくなりましたので、その分が減少したものでございます。詳細の説明につきまして、8ページですけれどもですね。税務課のほうから説明させていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 万江課長補佐。

●税務課課長補佐（万江 幸一郎君） はい。それでは、税務課所管分の歳入から御説明申し上げます。8ページをお願いいたします。国民健康保険税の当初予算につきまして、平成30年からの新制度移行に伴い現年課税分は、当初調定見込み額に県から示された、あさぎり町の標準的な収納率の96.71%、滞納繰越分は15%を当初予算として計上しております。目1、一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額4億7,735万3,000円、目2退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額594万2,000円。国民健康保険税合計4億8,329万5,000円となり、対前年度比1,574万4,000円の減となっております。次のページをお願いいたします。中段のですね、目1、督促手数料、27万円です。前年同様としております。続きまして15ページをお願いいたします。歳出の説明です。1番下の目1賦課徴収費、節11需用費13万5,000円、納税通知書及び督促状などの印刷代になります。次に、21ページをお願いいたします。目1、一般被保険者保険税還付金100万円、過年度にさかのぼっての所得の更正や被保険者の資格喪失等による還付金になりますが、直近の実績を踏まえ、100万円の減額としております。目2、退職被保険者保険税還付金3万円。前年同額です。目3及び4の還付加算金は還付金が発生した場合の加算金となります。以上、税務課所管分についての説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 松本課長補佐。

●健康推進課課長補佐（松本 良一君） それでは9ページのほうに戻っていただきたいと思います。9ページの1番上ですけれども、款2の一部負担金、目1一般被保険者一部負担金です。現年度分滞納繰越分それぞれ1,000円を計上いたしております。これ先ほども御説明いたしましたとおりですね、医療機関等で支払う一部負担金の支払いを猶予された被保険者が町へ一部負担金を納めるための科目を設定したものでございます。それから、款4の国庫支出金、目1の療養給付費等負担金につきましては、平成30年度からは、県からの交付となりますので、款6の県支出金のほうに移行いたしております。この目では過年度分の実績に基づく追加交付区分の受け入れのためにですね、1,000円分だけを計上いたしております。それと病床転換支援負担金分を1,000円計上いたしております。それから、その下の目1災害、次、臨時特例補助金。これは、平成30年度から新たに設けられたものでございますけれども、東日本大震災に伴います原発事故に関して、被災された方の一部負担金を減免した場合にですね国からの補助があるというものでございます。1,000円計上いたしております。次に10ページをお願いいたします。ここは1番上のところ廃目となっておりますけれどもですね。国民健康保険制度関係の業務準備事業補助金、これは、今年は実施しないということで廃目です。それから財政調整基金交付金、これも県単位での調整を行うために廃目です。それからその下の目1療養給付費等交付金1,000円でございますけれども、退職者医療の被保険者ので

すね、療養給付費に対して交付されるものでございますけれども、30年度から変更されることとなりますので、過年度分だけを計上いたしております。次にその下の目1保険給付費等交付金、13億6,396万9,000円ですけれども、これにつきましては、平成29年度までの国の調整交付金や前期高齢者交付金などを含めて、県から交付されるものでございます。節1の保険給付費等交付金、普通交付金13億954万4,000円。これにつきましては、被保険者のですね、医療給付等に対しまして交付されるものでございます。それから節2の中のですね、保険者努力支援分につきましてはですね、特定健診の受診率や、特定保健指導の実施率の向上、それから糖尿病棟の重症化予防への取り組み、それから保険税の収納率の向上などに応じまして交付されるようになってきているものでございます。30年度は884万5,000円を計上して見込んでおります。それからその下の特別調整交付金分につきましては、これまで行ってまいりました収納率の向上対策や、健康づくりの保険者の経営努力に対して交付されるものでございますけれども、将来的には、その上の保険者努力支援分に移行するというようなことになっております。それから、県の繰入金でございますけれども、これは保険給付に対する県の交付金でございます。それから特定健康審査等負担金、特定健診に係る費用の3分の2相当分でございます。次の特定健康診査等負担金と高額医療費共同事業負担金は廃目となります。次に11ページをお願いします。款6の県支出金の目1財政安定化基金交付金、これは、災害救助法の適用を受けるようなですね、大きな災害が発生した場合に収納不足が生じた場合にですね県の財政安定化基金から交付を受けることができるということになっておりますけれども、その受け入れる科目でございます。1,000円分だけ計上しております。それからその下の財政調整交付金につきましては、これも県単位化になるということで、廃項となります。それからその下の財産収入、款7財産収入の目1利子及び配当金でございますけれども、前年度に比しまして、178万7,000円増となっております。これは町の他の基金ですね、一体的に運用を行うということで増額となっております。それから款8の繰入金ですけれども、目1、一般会計繰入金、一般会計からの法定内の繰り入れでございます。節1の保険料軽減分につきましては、前年度の低所得者への軽減実績をもとに、算定しております。それから節2の保険者支援分につきましても、軽減世帯に対する被保険者数に応じて、算定されております。いずれもこれは県のほうですね、算定したところで算定されておりますのでその分を計上させていただいております。それから節3、出産育児一時金につきましては、歳出予算の3分の2の金額を計上。いたしております。25人分の42万円、その3分の2というようなことで計上いたしております。それから、節4の財政安定化支援分、支援事業の繰入金、これにつきましては、国からの地方財政措置分について計上したものでございます。次に12ページをお願いします。款8の繰入金のその他の一般会計繰入金ですけれども、これはレセプト点検員の報酬等を計上いたしております。それから、その下の目1財政調整基金繰入金、これは保険者の保険税負担の軽減を図るために、基金から繰り入れる予定にしております。それから、款9繰越金、目1繰越金ですけれども、今年度は1,807万2,000円を見込んでおります。次に13ページの中段になりますけれども、款10の諸収入、目1特定健康診査等受託料、これにつきましては、後期高齢者にかかります健診費用を後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。次に、項3の雑入でございますけれども、主ものとしましては、目2の一般被保険者第三者納付金、これにつきましては、交通事故等による医療費につきまして、国保で立て替えた分を受け入れるものでございます。次に14ページをお願いいたします。款11町債でございますけれども、これにつきましては、一時借り入れを行う場合の科目でございます。その下の目1の財政安定化基金の貸付金これにつきましては、県の財政安定化基金から、借り入れを行うための科目を設けたものでございます。その下のですね前期高齢者交付金、共同事業交付金については廃款となります。次に15ページをお願いします。歳出です。款1総務費、目1一般管理費で前年度より419万4,000円の減となっておりますけれども、前年度はですね、国保の制度改正に伴います国保標準システムの

改修費用およそ500万円ほど計上しておりましたので、その分が減額となったものでございます。一般管理費の中の主なものとしましては、節1の報酬ですけれども、レセプト点検員の報酬、それから、節の12の役務費、共同電算委託料、これはレセプトの電算処理を国保連合会に委託しておりますけれども、その手数料と今回の制度改正に対応するためのシステム手数料等でございます。それから、節の13の委託料ですけれども、国保の標準システムの連携改修委託料が31万2,000円。これは30年の8月にですね高額療養費の限度額の変更があります。制度改正がまたありますので、それに対応するためのものでございます。次16ページをお願いいたします。款1総務費の目1運営協議会費、これは主なものとしましては、節1の報酬ですね、国保運営委員の報酬が主なものとなっております。それから、款の2の保険給付費、これにつきましては、目1の一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者の医療費の支払いに要する費用でございますけれども、前年度の実績の見込みに基づきまして、計上いたしております。目2の退職者被保険者療養給付費分は、今の退職者分の金額を計上しております。それから目3の一般被保険者療養費、これにつきましては、補装具やはりきゅうマッサージ等に要する費用を計上いたしております。目4につきましては退職者分を計上いたしております。それから、項2の高額療養費です。前年の実績をもとにですね計上いたしております。本年度の合計額が、目4まで合わせまして1億7,210万2,000円となっております。それからその次の移送費でございますけれども、前年度と同額の4万円を計上いたしております。その下の出産育児諸費でございますけれども、これにつきましては、前年度と同額でございますけれども、42万円の25人分を計上いたしております。次に18ページをお願いします。葬祭諸費でございます。項5の葬祭諸費でございますけれども、29年度まではですね、単価が3万円でしたけれども、30年度からはですね、県単位化に伴いまして、県内2万円ということで統一されましたので、2万円の30人分を計上いたしております。その次に款3の国民健康保健事業納付金の目1一般被保険者医療給付費分ということで、今回の制度改正に伴いまして、新たに設けたものでございますけれども、一般被保険者退職被保険者合わせまして、4億3,022万5,000円ということで、これは国保ですね、事業運営に必要な費用を県が算定して市町村に提示したものでございます。それから、その次の項2の後期高齢者支援金分ということで、これにつきましても、県のほうの算定結果表に基づきまして計上いたしております。1億2,185万2,000円となっております。その次の19ページですけれども、項3の介護納付金分ということで、これも同じく県のほうで算定を行っていたしております。4,940万8,000円というところです。それから、款4の共同事業拠出金のその他の拠出金3万1,000円計上していたしておりますけれども、これは大きく、退職者医療の対象者の把握をですね国保連年連合会に委託しておりますけれども、費用に充てるものでございます。それから、款5の保健事業費の目1保健衛生普及費ということで、主なものとしましては、節11の需用費の印刷製本費、これは健やか国保年4回ほど発行しております。その印刷費、それから13の委託料、これは共同電算委託料ですね、医療費分析や医療費通知などの費用をですね、国保連合会へ委託しておりますけれども、その費用でございます。次に20ページをお願いします。項2の特定健康診査等事業費ということで、主なものとしましては、節1の報酬ですね、非常勤職員の報酬を計上いたしております。糖尿病等の重症化予防、それから健診の受診率向上などに対してですね、当たっていただくことにいたしております。それから13の委託料ですけれども、これは特定健診に要する委託料でございます。それから款6の基金積立金、これにつきましては、基金の利子ですね、積み立てるものでございます。款7の公債費、利子25万円、これは一時借入金を行ったときの利子でございます。それから21ページの下の方になりますけれども予備費、それから介護納付金ですね、これは廃款ということになります。22ページのほうもですね老人保健拠出金、前期高齢者、高齢者納付金等、それから後期高齢者支援金といずれも廃款ということになります。以上で国民健康保険特別会計の予算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） はい。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時42分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

### 日程第3 議案第75号

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、議案第75号、平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。担当課からの説明を求めます。松本課長補佐。

●健康推進課課長補佐（松本 良一君） それでは、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算書の説明をいたします。1ページをお願いします。第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による、ということで説明いたしますけれども、まず初めにですね、後期高齢者医療のですね状況につきまして、簡単に説明させていただきます。30年2月末現在の被保険者数でございますけれども、3,071人ということで、ここ数年ですね、減少傾向となっております。亡くなる方が、加入される方を上回っているというような状況になっております。ただ今後はですね、団塊世代の方々が加入されてきますので、増えてくるものと思います。それと28年度ですね1人当たり医療費は90万9,000円ということで、前年度に比べまして、8.15%のですね、大幅な伸びとなっております。要因としましては、高額な薬の影響があったということが想定されます。ここ5年間の平均はですね、3.03%の伸びとなっております。それで予算書に基づきまして御説明いたします。6ページをお願いします。6ページの歳入でございますけれども、款1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料は、熊本県後期高齢者医療広域連合から示されました保険料負担金をですね、昨年11月時点でのですね、特別徴収と普通徴収の比率においてですね、案分いたしました金額を県に計上いたしております。特別徴収分が、8,956万4,000円、普通徴収分が3,083万4,000円となっております。それから、節3の滞納繰越分の普通徴収保険料でございますけれども55万5000円。これにつきましては、対象金額がですね138万9,646円ということで、4割分をですね計上いたしております。それから、款2の使用料及び手数料でございますけれども、これにつきましては29年度ですね実績見込みにより計上いたしております。款3の繰入金、目1一般会計繰入金。この節1の事務費繰入金につきましてはですね、これは一般管理費の費用等をですね計上いたしております。それから節2の保険基盤安定繰入金、これは低所得者のですね、保険料軽減分を補てんするものでございます。それから節3の歯科口腔検診検査繰入金。これは歯科検診にかかります個人負担金400人につきましてですね、127人分をですね繰り入れるものでございます。それから款4の諸収入の目1延滞金、前年度の実績見込み等をもとに計上いたしております。それから、次の加算金過料につきましては、広域連合からの収入となりますけれども、雑入で受け入れるため廃目としております。それから7ページですけれども、目1の受託事業収入ということで、53万3,000円、これは歯科口腔検診のですね、受託料をですね、広域連合から受け入れるものでございます。これも127名分を計上いたしております。それから雑入でございます。目1の雑入でございますけれども、保険料のですね、還付金の見込み額を計上いたしております。それから款5の繰越金の目1繰越金でございますけれども、前年同様に100万円を計上いたしております。8ページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費、目1一般管理費、主なものとして、節の11の需用費の印刷製本費でございます。これにつきましては窓あき封筒や納付書の印刷代を予定しております。それから節12の役務費の郵送料でございますけれども、これは

被保険者証の3,000件分を計上いたしております。次に、款2の後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、歳入ですすね収納いたしました保険料と保険基盤安定繰入金を合わせた金額を、熊本県後期高齢者医療広域連合会へ納付するものでございます。それから、款3の保健事業費、目1健康診査等事業費、歯科口腔健診委託料でございますけれども、一般会計からの繰入金と広域連合からの受託料を国保連合会へ支払うものでございます。それから款4の諸支出金の目1保険料還付金、それからその下の還付加算金でございますけれども、歳入の雑入で受け入れました分を被保険者へ還付するものでございます。次に9ページですけれども予備費としまして100万円を計上いたしております。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 3番、加賀山です。すいません確認ですが、高齢者の方の口腔ケアの分の予算がついておりますが、高齢者の方が3,071人、さっきの説明では400人のうちの127人と127人選ばれてる根拠って何ですか。

◎議長（山口 和幸君） 松本課長補佐。

●健康推進課課長補佐（松本 良一君） はい。これも実績等ですね、基づきまして計算しております、そうですね、そういうことですね、実績に基づいて計算しております。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） ということは実績が低いということですか。こないだですね、わざわざ健康推進課のほうで夕張の財政破綻のところいらっしゃった森田先生の話もあったんですけど、高齢者の死亡に関しては口腔ケアが非常にウェートを占めているっていうのもありますし、ぜひ今年は実績を上げて補助金を取っていただくように、補正でもまた検討いただいて実績を上げるお考えはございませんか。

◎議長（山口 和幸君） 松本課長補佐。

●健康推進課課長補佐（松本 良一君） はい、やっぱりこの件についてはですね、もうちょっと広報のほうにですね力を入れまして、補正でも対応できるようにですね、していきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 他に質疑ありませんか。ありませんね。

#### **日程第4 議案第76号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、議案第76号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。田原課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（田原 茂君） それでは、平成30年度、あさぎり町介護保険特別会計当初予算につきまして御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。第1条第2項から読み上げさせていただきます。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。一時金第2条、地方自治法昭和22年法律第67号、第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項間の流用。それでは歳入予算から御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。まず、平成30年度は町が介護保険制度の保険者として、3カ年を1事業期間として定める第7期あさぎり町介護保険事業計画の初年度に当たりますのでございます。款1保険料、第1号被保険者保険料としまして、特別徴収被保険者5,057名、普通徴収被保険者、572名と見込み、滞納繰越分を含め算定しております。次に、特定財源である款3国庫支出金、それから8ページの上から2枠目の款4支払基金交付金、その下の款5県支出金、9ページの中ほど、

款7繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、歳出予算での総務費、介護給付費及び地域支援事業費に係る法定負担割合に基づき算定し各項目に計上しております。なお8ページ最上段の枠内、目3介護保険事業補助金98万円につきましては、平成30年度施行の介護保険制度改正に係るシステム改修に要する経費の国庫補助金で、補助率は2分の1となっております。また、9ページ中ほどの枠内目4低所得者保険料軽減繰入金、335万9,000円につきましては、低所得者の負担軽減を補てんするため、国県の補助金を一般会計で繰り入れ町の負担を合わせた額を一般会計から繰り入れるものでございます。最下段、目1基金繰り入れ金につきましては、県介護保険財政調整安定化基金の償還金等に充てるため、介護保険給付費準備基金を取り崩し繰り入れるものでございますが、平成29年度までに償還が終わっておりますので、費目存置とするものでございます。10ページをお願いいたします。目1繰越金は前年度からの繰越金でございます。2枠目と3枠目の款9諸収入につきましては各目ともに費目存置でございます。最下段目1介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援センターが行う要支援者の方のケアプラン作成に係る費用を、県国保連合会から受け入れるものでございます。以上で歳入予算の説明を終わります。続きまして歳出予算について御説明申し上げます。12ページをお願いいたします。最上段の目1一般管理費につきましては、介護保険事業における事務経費であり、地域包括支援センターの適切、公正、かつ中立な運営を確保するための運営協議会に要する経費それから平成30年度改正分の介護保険システム改修委託料、それから保険料徴収に係る経費を計上しております。次に目1介護認定審査会費につきましては、介護認定業務に必要な経費を計上してございまして、認定調査を行う非常勤職員3名の方の人件費、それから主治医意見書の作成手数料、それから事業所への訪問調査委託料、球磨郡介護認定審査会への繰越金が主な内容でございます。13ページ上段の枠内で目1計画策定委員会費は、第7期介護保険事業計画の初年度における評価を行うための会議開催費用1回分を計上しております。款2保険給付費につきましては、上から2枠目の項1介護サービス等給付費から14ページの上から3枠目の項6、特定入所者介護サービス等費までの各種のサービスに対する給付費でございます。保険給付費は直近の状況に要介護認定者の増加、介護保険制度改正を踏まえた調整を行った上で算定し、これら給付費の総額は、19億1,293万4,000円となっております。昨年より2,875万1,000円の増となっております。次に、14ページ最下段の枠内、目1第1号被保険者還付金につきましては、死亡・転出等をされた第1号被保険者の方への還付金を、目2償還金には、一時借人をした場合の利子を計上しております。15ページをお願いいたします。目1基金繰入金、基金積立金につきましては、介護保険給付費準備基金積立金の利子分を積み増すものでございます。次にその下の款4地域支援事業費では、被保険者が要介護状態または、要支援状態になることを予防し、社会に参加し住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、支援するための費用でございます。まず、目1介護予防生活支援サービス事業費では、要支援者等に対して、要介護状態になることを予防し、または要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援をするため、介護予防ケアマネジメントの予防を行う非常勤職員の人件費、訪問型または通所型の予防サービス事業の委託料、それから配食による生活支援サービスに係る経費を計上しております。その下目2一般介護予防事業費では、すべての高齢者を対象としまして、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するものでございます。具体的には、1番下の段の節12役務費に介護予防サポーターを養成する講座開催の費用として、介護予防普及啓発事業を手数料を計上しております。16ページをお願いいたします。最上段の節13委託料に、地域型サロンやいきいき100歳体操など地域における自発的、主体的な介護予防活動を育成、支援する、地域介護予防活動支援事業委託金を計上しております。中ほどの枠から17ページまでの項に包括的支援事業、任意事業では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるために、目1、16ページです。地域包括支援センター管理

費にセンター職員2名分の人件費をはじめ、その運営費用、目2包括的支援事業費には地域の高齢者の実態把握と緊急対応のための命のバトン事業。17ページの日3任意事業費には、家族介護教室の開催や介護相談員の設置、要介護者の栄養改善と、安否確認を目的とした食の自立支援事業、グループホーム入所への家賃等助成や、家族介護用品の支給など、介護を行う家族の負担軽減を目的とした事業や、高齢者の権利擁護のための成年後見制度利用支援事業、その下目4、社会保障充実分事業費には、認知症の方やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを設置する認知症総合支援事業、高齢者にかかわる多職種が相互に連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的、継続的に支援する地域ケア会議、生活支援コーディネーターを配置し、多様な日常生活上の支援体制の充実を図るための事業、それから在宅医療と介護を一体的に提供するための連携を推進していく、在宅医療介護連携事業に要する経費を計上しております。18ページをお願いいたします。目1予備費につきましては38万8,000円としております。以上、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計当初予算につきましては、歳入歳出予算総額をそれぞれ20億2,061万7,000円とし、昨年度より730万8,000円減の当初予算でございます。19ページからは給与費明細でございます。まず特別職でのその他の特別職は地域包括支援センターの運営協議会委員及び介護保険事業計画策定委員会委員に係る報酬でありまして、報酬の減は、策定委員会の開催回数の減によるものでございます。20ページからの2一般職につきましては、地域包括センターの職員の人件費の明細及び状況でございます。1名減に伴う減額となっております。以上で説明終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

#### **日程第5 議案第79号**

◎議長(山口 和幸君) 日程第5、議案第79号、平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算についてを議題とし担当課から説明を求めます。上田課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐(上田 日和さん) それでは、平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計について御説明いたします。それでは予算書の1ページをお開きください。第1条第2項を読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。予算書の4ページをお開きください。款1分担金及び負担金、節1認定審査事業負担金ですが、これはあさぎり町を除いた構成8町村の負担金です。款2繰入金、節1一般会計繰入金ですが、これはあさぎり町の負担金を繰り入れるものです。次に5ページをお開きください。歳出について御説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきまして説明いたします。節1報酬は審査会委員の報酬と非常勤職員1名の報酬を計上しております。審査会は原則毎月2回の開催とし、平成30年度は24回の開催を計画しております。節3職員手当には、主に審査会出席時の時間外勤務手当を計上しております。節9旅費は主に審査会委員の費用弁償です。節11需用費のうち食糧費につきましては、年1回行います審査会委員全体会のものであります。節14使用料及び賃借料には、主にコピー機等使用料で事務経費を計上しております。歳入歳出それぞれの合計は549万5,000円で。前年度と比較しまして8,000円の減額となります。以上、説明終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

#### **日程第6 議案第80号**

◎議長(山口 和幸君) 日程第6、議案第80号、平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。上田課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐(上田 日和さん) それでは、平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計について御説明いたします。それでは予算書の1ページをお開きください。第1条第2項を読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。予算書

の4ページをお開きください。歳入から説明いたします。款1分担金及び負担金、節1認定審査事業負担金ですが、これはあさぎり町を除いた構成8町村の負担金です。款2繰入金、節1一般会計繰入金ですが、これはあさぎり町の負担金を繰り入れるものです。次に5ページをお開きください。歳出について御説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきまして説明いたします。節1報酬は、審査会委員の報酬と非常勤職員3名分の報酬を計上しております。審査会は原則毎週3回の開催とし、平成30年度は133回の開催を計画しております。節3職員手当等には、主に審査会出席時の時間外勤務手当を計上しております。節9旅費は主に審査会委員の費用弁償です。節11需用費のうち消耗品ですが、主なものは介護認定調査を行うときに使用する標準化チェックシートを購入するものです。事務局で一括購入をし、各町村へ配布をしております。食糧費につきましては、年1回行う審査会委員全体会時のものです。節13委託料は、球磨郡介護保険ネットワークシステムの保守管理業務の委託料となります。節14使用料及び賃借料は主に事務機器の使用料で、コピー機、球磨郡介護保険ネットワークシステム等で使用するパソコンの使用料です。歳入歳出合計はそれぞれ3,368万7,000円です。前年度と比較しまして119万2,000円の増額となりますが、これは時間外勤務手当の増額とパソコン使用料の増額によるものです。以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、お疲れ様でした。

**午後3時14分 散会**